

労働移動支援助成金を拡充します

1 再就職支援奨励金＜拡充＞

- 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。
- 再就職支援奨励金の拡充内容は以下のとおりです。

拡充項目	現行	拡充
支給対象事業主	中小企業事業主のみ	<u>中小企業事業主のみならず、中小企業事業主以外の事業主についても支給</u>
支給段階	再就職実現時のみ	再就職実現時のみならず、 <u>再就職支援委託時についても支給</u>
支給額 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る支給額	委託費用の2分の1【3分の2】	(中小企業事業主) 委託費用の3分の2 【5分の4】 (中小企業事業主以外) 委託費用の2分の1 【3分の2】 ※委託総額または60万円のうち低い額を上限とする。 ※支給額のうち10万円を再就職支援委託時に支給し、残りを再就職実現時に支給。
支給対象労働者の再就職実現までの期間に係る要件 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る要件	離職から2ヶ月以内【5ヶ月以内】に再就職を実現した場合に支給	離職から6ヶ月以内【9ヶ月以内】に再就職を実現した場合に支給
<u>再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成《新設》</u>	(なし)	(訓練): 月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク): 3回以上で1万円加算
<u>対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成《新設》</u>	(なし)	(中小企業事業主以外) 日4000円(上限90日分) (中小企業事業主) 日7000円(上限90日分) ※再就職実現時のみ支給。 ※委託の有無に関わらず、この項目単独でも支給可能。

- 再就職支援奨励金を受給するためには、事業主が、事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」をハローワークに提出しその認定を受けている必要があります。
- 上記の拡充内容は、「再就職援助計画」を、施行日（平成26年3月1日）以降、離職日までにハローワークに提出した場合に適用になります。
- 民間職業紹介事業者との再就職支援に係る委託契約の締結は、「再就職援助計画」の認定日以降、離職日までの間に行う必要があります。

2 受入れ人材育成支援奨励金＜創設＞

- 労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③出向によって受け入れた後に移籍に切り換えるか、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ又はOff-JTとOJT）を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。
- このたび新たに創設され、訓練の実施計画の提出日が施行日以降である場合に適用になります。
- 支給対象者1人あたりの支給額は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり800円
	訓練経費助成	実費相当額(上限30万円)
OJT	訓練実施助成	1時間当たり700円

- 対象労働者が雇用されていた事業所と資本関係等からみて密接な関係にある事業所は支給対象外になりますが、産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた事業再編等である場合は、両者の間に密接な関係があっても支給対象となる場合があります。

詳細は、東京労働局、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



東京労働局・ハローワーク

260301東京局